

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

報告事項件名	頁
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正に伴う 地区計画変更の検討状況について	2
(2) 足立区防災まちづくり基本計画の改定について	3
(3) バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）の策定について	4
(4) ユニバーサルデザイン推進計画に基づく事業の評価結果について	5
(5) シェアサイクル実証実験の延長について	8
(6) 「花畑川を考える会」の運営について	11
(7) 無電柱化事業の進捗について	14
(8) 木密地域におけるスマート分電盤の実証試験について	16
(9) 公園活用推進連絡会の開催結果について	26
(10) 桑袋ビオトープ公園ほか1か所運営業務委託の 事業者選定結果について	33
(11) 北鹿浜公園ほか2か所包括的民間業務委託の 事業者選定結果について	35
(12) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	37
(13) 令和4年度足立市街地開発株式会社の事業計画及び収支予算について	別添

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正に伴う地区計画変更の検討状況について
所管部課名	都市建設部都市計画課 鉄道立体推進室竹の塚整備推進課 市街地整備室まちづくり課 密集地域整備課 建築室建築調整課 建築審査課 住宅課
内容	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）改正に伴う、容積率の緩和に関する地区計画変更の検討状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 地区計画変更の検討の背景</p> <p>地区計画の上位計画改定とともに、国では建築物の容積率を緩和する関係法令を改正した。地区計画区域内において法改正による容積率の緩和を適用する場合は、地区計画の変更が必要になる。</p> <p>2 長期優良住宅法の改正（令和4年2月20日施行）</p> <p>住生活の向上及び環境への負荷軽減を目的に、認定長期優良住宅の普及を促進させるため、容積率の緩和を規定（法第18条）</p> <p>3 今後の予定</p> <p>容積率の最高限度の規定がある区内39地区のうち、容積率を緩和することによる住環境への影響を検証して、土地の高度利用を図るべき地区を選定し、東京都と協議の上、地区計画変更手続きを進める。</p>
問題点 今後の方針	関係所管と連携し、地区計画の変更手続きを適正に行い、関係法令や上位計画との整合を図る。

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	足立区防災まちづくり基本計画の改定について
所管部課名	都市建設部都市計画課 総合防災対策室災害対策課
内容	<p>足立区防災まちづくり基本計画（令和3年度～令和12年度）（以下「計画」という。）を改定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改定理由</p> <p>東日本大震災や令和元年東日本台風（台風19号）などの教訓から浮き彫りとなった新たな課題を踏まえ、上位計画や関連計画との整合を図るため。</p> <p>2 計画の概要（別添資料1参照）</p> <p>（1）基本理念：～防災・減災で築く強靱なまち あだち～</p> <p>（2）足立区・東京都・国・区民及び事業者が協力して、災害に対して強靱なまちを築くため、「区全域レベル」「地区レベル」「建築物レベル」の分類ごとに防災まちづくりの取り組みを整理した。</p> <p>（3）施策指標を設定し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、防災まちづくりを推進する。</p> <p>3 その他</p> <p>区ホームページに本計画書を掲載して周知を図るとともに、令和4年5月頃までに印刷し、関係機関に配布する。</p>
問題点 今後の方針	関係所管や関係機関と連携し、防災まちづくりの取り組みを加速させ、着実に計画を推進していく。

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）の策定について
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）を策定したので、以下のとおり報告する。（別添資料2参照）</p> <p>1 基本的な方針</p> <p>足立区バリアフリー協議会及び各部会での議論等を踏まえ、以下の3点を花畑周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とする。</p> <p>(1) 花畑団地を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設間を結ぶ道路を対象に、面的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>(2) 公共交通による花畑団地及び周辺施設に誰もが円滑に移動できるよう、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。</p> <p>(3) 施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を身につける職員研修など、接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策も推進する。</p> <p>2 定めた生活関連施設・経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園、公共施設、医療機関等、保健・福祉施設、商業施設、金融機関等、郵便局、教育施設等 ・ 大鷲通り、花畑大橋通り、花畑フラワーロード など <p>3 地区別計画策定後の進め方</p> <p>(1) 地区別計画において、「特定事業*」を設定した施設管理者及び関係事業者は、それぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定めた後、バリアフリー化の事業を実施する。 （※ 特定事業とは、バリアフリー化を具体的に進める事業をいう）</p> <p>(2) 特定事業計画は、足立区バリアフリー協議会において、PDCAサイクルを用いて事業の進捗管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努める。</p>
問題点 今後の方針	足立区バリアフリー推進計画で定めた特定地域のうち、策定されていない地域については、順次、地区別計画を策定していく。

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	ユニバーサルデザイン推進計画に基づく事業の評価結果について																																																								
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課 総務部総務課 障がい福祉推進室障がい福祉課																																																								
内容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき区が実施している個別施策について評価を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 評価方法 令和2年度に実施した、ユニバーサルデザインに係る個別施策31事業の取組み状況について、外部委員評価部会は17事業、内部委員評価部会は14事業の個別施策を評価した。</p> <p>2 評価者 (1) 外部評価委員 学識経験者、区内関係団体代表者、公募区民委員 等 計12名 (2) 内部評価委員 委員のうち、区の部長級職員である委員 計3名</p> <p>3 評価結果 (1) 各施策の評価結果（別紙参照 P7）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>5点</th> <th>4点</th> <th>3点</th> <th>2点</th> <th>1点</th> <th>平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1件</td> <td>25件</td> <td>9件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> <td>3.55</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4件</td> <td>21件</td> <td>12件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>5件</td> <td>26件</td> <td>7件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3.95</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>6件</td> <td>25件</td> <td>5件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>3.97</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3件</td> <td>25件</td> <td>9件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3.84</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0件</td> <td>27件</td> <td>4件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3.87</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>7件</td> <td>21件</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>4.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当初の施策数は38件であったが、現在は31件</p> <p>(2) 評価結果上昇の理由 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下において、施策及び事業の実施そのものが危ぶまれる中、各所管ができる範囲で課題解決に向けた工夫や努力を行った行為が評価され、5点の評価が昨年度より大幅に増加し、平均点が0.23ポイント上昇する結果となった。</p>	評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点	平成26年度	1件	25件	9件	0件	3件	3.55	平成27年度	4件	21件	12件	1件	0件	3.74	平成28年度	5件	26件	7件	0件	0件	3.95	平成29年度	6件	25件	5件	1件	0件	3.97	平成30年度	3件	25件	9件	0件	0件	3.84	令和元年度	0件	27件	4件	0件	0件	3.87	令和2年度	7件	21件	2件	1件	0件	4.10
評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点																																																			
平成26年度	1件	25件	9件	0件	3件	3.55																																																			
平成27年度	4件	21件	12件	1件	0件	3.74																																																			
平成28年度	5件	26件	7件	0件	0件	3.95																																																			
平成29年度	6件	25件	5件	1件	0件	3.97																																																			
平成30年度	3件	25件	9件	0件	0件	3.84																																																			
令和元年度	0件	27件	4件	0件	0件	3.87																																																			
令和2年度	7件	21件	2件	1件	0件	4.10																																																			

(3) 評価の考え方

- 5点・・・優れた取組みが多く、十分な成果が出ている。
- 4点・・・優れた取組みがいくつかあり、成果が出ている。
- 3点・・・取組みにより成果が概ね出ているが、努力が必要。
- 2点・・・いくつかの取組みに課題があり、改善が必要である。
- 1点・・・取組みに課題があり、成果が出ていない。
実施していない。

ア 前年度より評価の上がった施策例

施策番号	施策名	理由
1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	コロナ禍においても、情報通信技術等を用いて事業を実施し、それを児童らに示したのは大変意味深い。
4-(1)-①	ユニバーサルデザイン計画の適切な進捗管理	コロナ禍の中で様々な工夫をして進めており、努力の跡が伺える。

イ 前年度より評価の下がった施策例

施策番号	施策名	理由
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	コロナ禍においても、できることや、できる方法を探すという姿勢を期待する。
2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援	コロナ禍に影響されない事業内容の検討や、消費者が何を求めているのかを事業者伝えることを期待する。

問題点
今後の方針

この評価結果を庁内に周知し、施策に反映していく。なお、評価結果の詳細を記載した評価報告書については、次回の委員会に提出する。

区が実施する個別施策の評価結果の年度別推移一覧表

外部・・・評価委員のうち、学識経験者、区内関係団体代表者、事業者代表、公募区民委員で評価する施策（網掛け）
 内部・・・評価委員のうち、区職員委員で評価する施策

施策番号	施策名	H26実施	H27実施	H28実施	H29実施	H30実施	R元実施	R2実施	部会	
柱一 思いやりある「ひとづくり」										
1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発	4	4	4	4	4	4	4	外部	
1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成	4	3	3	2	4	3	3	外部	
1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	4	5	4	5	4	4	4	内部	
1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	3	2	3	4	4	4	↗	5	外部
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	4	4	4	3	3	4	↘	2	外部
1-(2)-③	学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	3	3	3	4	3	4		4	外部
1-(3)-①	多様な人々の連携・支援	4	4	4	4	3	4		4	外部
柱二 快適にすごせる「くらしづくり」										
2-(1)-①	多様な人々への移動支援	4	4	4	4	4	4		4	外部
2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援	4	4	4	4	4	4		4	内部
2-(2)-①	住宅の改良支援	4	3	4	4	4	4		4	外部
2-(2)-②	住宅確保要配慮者への居住支援	(新規施策)					3	↗	4	外部
2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	1	3	4	4	3	4		4	内部
2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援	1	4	4	4	3	4	↘	3	内部
柱三 便利に生活できる「まちづくり」										
3-(1)-①	安全な道路環境の整備	4	4	4	4	4	4		4	内部
3-(1)-②	歩行者空間の確保	4	4	4	5	5	4		4	内部
3-(1)-③	公共交通施設の整備・誘導・支援	3	3	4	3	4	4		4	外部
3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	4	4	5	4	4	4		4	外部
3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	4	4	5	4	4	4	↗	5	内部
3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	4	4	5	4	4	4		4	内部
3-(2)-④	区営住宅のユニバーサルデザインの推進	1	3	5	5	4	4		4	外部
3-(3)-①	区立公園等のユニバーサルデザインの推進	3	4	4	4	4	4		4	外部
3-(3)-②	公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	4	4	3	4	4	4	↗	5	内部
3-(3)-③	イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	(新規施策)					4	↗	5	内部
3-(4)-①	国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	4	4	4	4	4	4		4	内部
3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	3	3	3	3	4	3	↗	4	外部
柱四 みんなに役立つ「しくみづくり」										
4-(1)-①	ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	4	5	4	4	4	4	↗	5	内部
4-(1)-②	区民の意見を区政に反映させる体制の充実	3	3	4	4	4	4		4	外部
4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	4	5	5	5	4	4	↗	5	内部
4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成	5	5	5	5	5	4	↗	5	内部
4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成	4	4	4	4	3	3	↗	4	外部
4-(3)-①	効果的な防災・災害情報等の提供	4	3	4	4	3	4		4	外部
平均点 (※ H26～30は旧施策により計算)		※3.55	※3.74	※3.95	※3.97	※3.84	3.87		4.10	

評価は5点から1点までの5段階 5点・・・最上位 1点・・・最下位 (3点以下を下線で表記)

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	シェアサイクル実証実験の延長について																								
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																								
内容	<p>令和2年度からシェアサイクル実証実験を行っているが、区民の利用実績も伸びており、シェアサイクルへの好評な声もあることから実証実験の期間を2年延長する。</p> <p>1 サイクルポート設置 目標のサイクルポート数 212か所 現在のサイクルポート数 109か所（目標数の51%） ※ 令和3年12月現在 公有地と民有地の割合 3対7</p> <p>2 シェアサイクルの利用動向 (1) サービス規模</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 15%;">開始当初 (令和2年2月)</th> <th style="width: 15%;">令和3年12月</th> <th style="width: 10%;">増加率 (倍)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイクルポート数(か所)</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> </tr> <tr> <td>サイクルラック数(個)</td> <td style="text-align: center;">442</td> <td style="text-align: center;">982</td> <td style="text-align: center;">2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 15%;">開始当初 (令和2年2月)</th> <th style="width: 15%;">令和3年12月</th> <th style="width: 10%;">増加率 (倍)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車利用回数(回/月)</td> <td style="text-align: center;">3,629</td> <td style="text-align: center;">20,978</td> <td style="text-align: center;">5.8</td> </tr> <tr> <td>利用ユーザー数(人/月)</td> <td style="text-align: center;">1,126</td> <td style="text-align: center;">6,303</td> <td style="text-align: center;">5.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の設置計画 (1) サイクルポート目標 1k㎡に4か所以上設置し、徒歩3～4分でサイクルポートがあるようにするため212か所を目指す。 (2) サイクルポートの地域偏在性解消（令和4年度重点設置か所） 舎人、西新井本町、栗原、一ツ家、西綾瀬など ※ 別紙1参照 P10</p>	項目	開始当初 (令和2年2月)	令和3年12月	増加率 (倍)	サイクルポート数(か所)	59	109	1.8	サイクルラック数(個)	442	982	2.2	項目	開始当初 (令和2年2月)	令和3年12月	増加率 (倍)	自転車利用回数(回/月)	3,629	20,978	5.8	利用ユーザー数(人/月)	1,126	6,303	5.6
項目	開始当初 (令和2年2月)	令和3年12月	増加率 (倍)																						
サイクルポート数(か所)	59	109	1.8																						
サイクルラック数(個)	442	982	2.2																						
項目	開始当初 (令和2年2月)	令和3年12月	増加率 (倍)																						
自転車利用回数(回/月)	3,629	20,978	5.8																						
利用ユーザー数(人/月)	1,126	6,303	5.6																						

(3) 主なサイクルポート設置予定地

施設名	設置候補数	設置見込み数	概要
足立成和信用金庫	22	15	交渉中
コンビニ	230	80	継続的に働きかける
大学	6	1	東京電機大学に予定
ベルクス	9	5	交渉中
UR賃貸	20	5	今後交渉予定
合計	287	106	

3 実証実験の延長期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで2年間

4 シェアサイクル利用料金の改定

利用者数が増加している中で、お客様が安全かつ安心して利用できる環境を維持していくため、バッテリー交換等メンテナンスや自転車再配置の強化を図り、更なる利便性向上に繋げることを目的とする。

(1) 改定時期 令和4年4月1日

(2) 改定料金 30分以内130円

(3) 他社との比較

	15分以内	30分以内	45分以内	60分以内
現在の料金	70円	140円	210円	280円
改定料金	—	130円	130円	230円
他社の料金	—	165円	165円	275円

(4) 離反率低減のための施策

値上げ後の利用動向を見ながら適宜行う。

ア ユーザーへクーポン配布

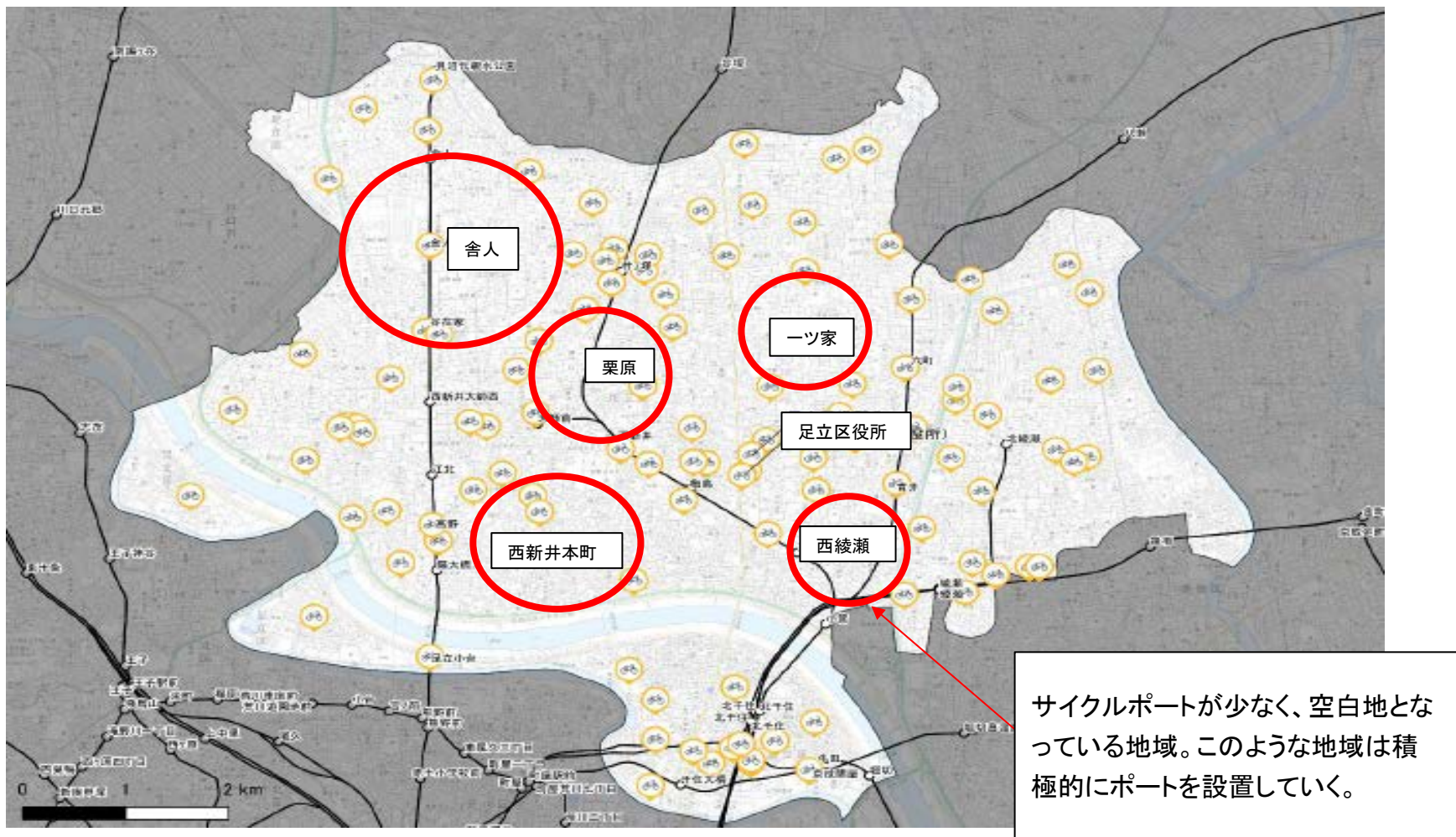
イ アプリ新機能の拡充

(例) 消費カロリー等が返却時に見える機能など

問題点
今後の方針


実証実験の延長や利用料金改定について、区民に広く周知していく。
本格実施への移行は、サイクルポートの目標数の達成した際、利用状況等を考慮して、総合的に検討していく。

〔現状のサイクルポート分布図と令和4年度の重点設置か所〕

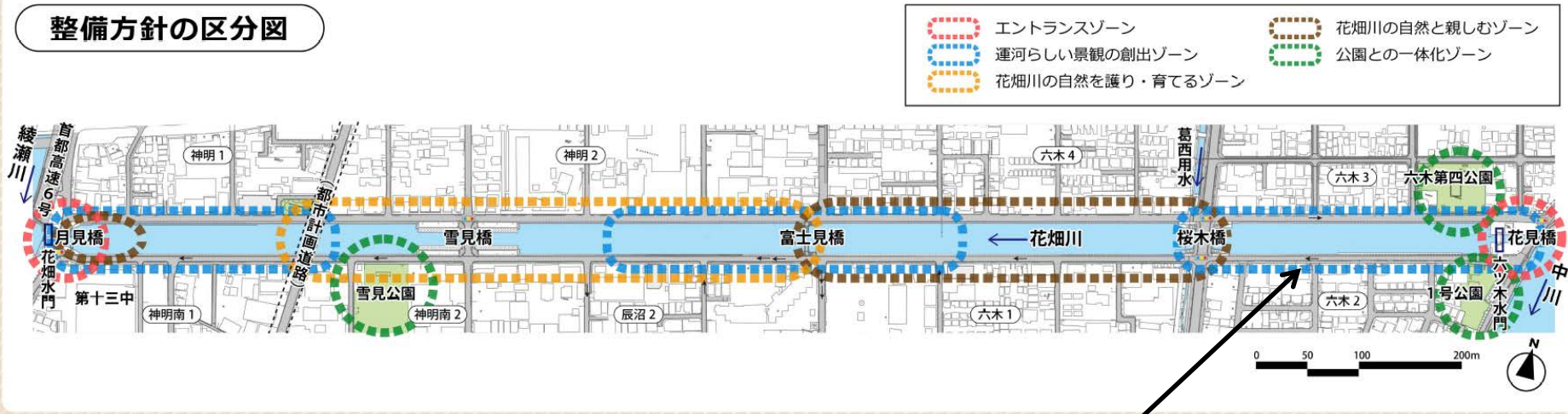


建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	「花畑川を考える会」の運営について
所管部課名	道路整備室工事課
内容	<p>花畑川環境整備事業を進めるにあたり、地元住民と意見交換等を行うための「花畑川を考える会」の運営について以下のとおり報告する。</p> <p>1 設置目的</p> <p>平成13年度策定の花畑川環境整備方針（別紙1参照 P12）を基に、これまでの説明会の内容等の情報共有を行いながら、河川部や散策路部の整備計画について意見交換、検討を行う。</p> <p>(1) 平成13年度策定の花畑川環境整備方針の確認 (2) 平成30年から開催した花畑川環境整備事業意見交換会の内容確認 (3) 花畑川の河川部及び散策路部の整備計画の検討</p> <p>2 メンバー構成（別紙2参照 P13）</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 花畑川の近隣町会・自治会から選出された者 (3) 区職員</p> <p>3 検討箇所</p> <p>現在工事中の区間②を除いた箇所とし、検討する順番は、工事実施予定順に合わせ区間④、区間①、区間③の順とする。</p> 
問題点 今後の方針	<p>新型コロナウイルス感染拡大状況を注視しつつ、「花畑川を考える会」を令和4年度から開催していく。</p>

整備方針の区分図



■運河らしい景観の創出ゾーン（整備イメージ）



花畑川を考える会会員名簿 案

	会員区分	団体名
	会 長	
	副会長	
1	会員	学識経験者
		【佐野町会・自治会連絡協議会】
2	会員	六木一丁目町会
3		六木二丁目町会
4		六木団地自治会
		【神明地域町会自治会連合会】
5	会員	神明仲町会
6		神明上町会
7		神明東町会
8		六木三丁目町会
9		六木四丁目町会
10		辰沼町会
11		シャルム綾瀬自治会
12		六木三丁目自治会
13		神明南町会
14		神明 2 丁目自治会
	会員	区職員
	事務局	工事課

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

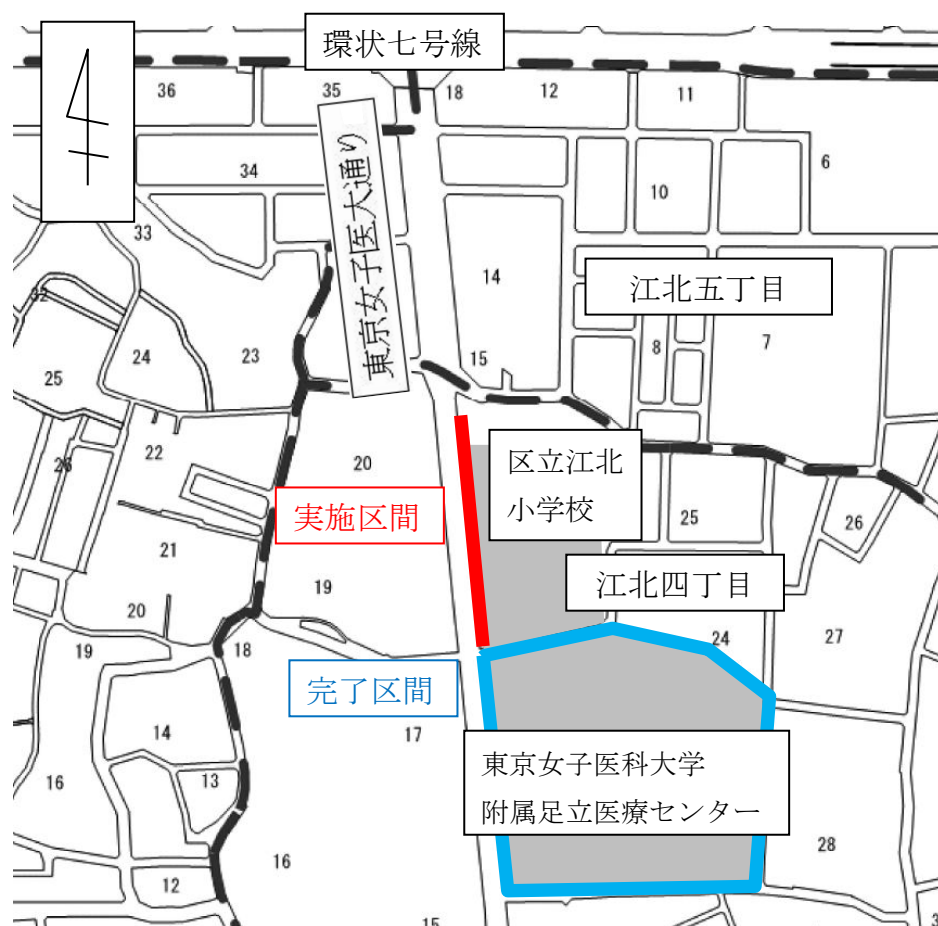
件名	無電柱化事業の進捗について								
所管部課名	道路整備室工事課								
内容	<p>「足立区無電柱化推進計画」におけるチャレンジ路線（千住地区）及び防災に寄与する路線（江北地区）の無電柱化事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 千住地区</p> <p>(1) 実施区間</p> <p>千住一丁目地区市街地再開発事業用地の外周道路で無電柱化を進めている。</p>  <p>(2) 事業スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="472 1731 1406 1989"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>民地への引込管設計、管路敷設工事</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>民地への引込管工事</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>電柱の抜柱、管路への入線工事 道路の本復旧工事</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内容	令和3年度	民地への引込管設計、管路敷設工事	令和4～5年度	民地への引込管工事	令和6年度	電柱の抜柱、管路への入線工事 道路の本復旧工事
年度	内容								
令和3年度	民地への引込管設計、管路敷設工事								
令和4～5年度	民地への引込管工事								
令和6年度	電柱の抜柱、管路への入線工事 道路の本復旧工事								

2 江北地区

(1) 実施区間

東京女子医科大学附属足立医療センターから環状七号線の区間を分割して無電柱化を進めている。今回は、区立江北小学校前に着手する。

なお、東京女子医科大学附属足立医療センター周辺については、令和3年12月に完了した。



(2) 事業スケジュール（区立江北小学校前）

年 度	内 容
令和3年度	民地への引込管設計、試掘、管路敷設工事
令和4年度	管路敷設工事、民地への引込管工事、街路灯設置、管路への入線工事、電柱の抜柱、歩道本復旧工事

問 題 点
今後の方針

区立江北小学校児童等へ安全対策を徹底し、速やかに整備を完了させる。

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

<p>件名</p>	<p>木密地域におけるスマート分電盤の実証試験について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>市街地整備室密集地域整備課</p>
<p>内容</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力」という。）及び足立区の3者は、令和4年1月25日に締結した協定（別紙1及び2参照 P18～24）に基づき、以下のとおりスマート分電盤の実証試験を実施スケジュールに沿って行っていく。</p> <p>1 協定の概要</p> <p>スマート分電盤を活用した防災・減災サービスの実証試験の実施にあたり、基本方針及び東京電力・足立区それぞれの役割等に関する基本的事項を定めている。</p> <p>2 実証試験について</p> <p>(1) 目的</p> <p>将来、より充実した防災・減災サービスを提供するために、木密地域内の戸建て住宅を対象にスマート分電盤を試験的に設置し、データ収集や地域の反応を把握する実証試験を実施している。</p> <p>(2) スマート分電盤について</p> <p>宅内に設置されている分電盤に、火災予兆検知機能及び情報発信機能を搭載した装置を追加で設置することで、新たな防災・減災サービスの提供を可能とするシステム。分電盤とその装置を総称してスマート分電盤という（別紙3参照 P25）。</p> <p>(3) 提供する防災・減災サービスについて</p> <p>ア 火災予兆検知機能</p> <p>電気火災の主な要因であるトラッキング※や漏電の予兆を検知し、東京電力が利用者にその旨を伝えて発火・火災を予防する。東京電力が利用者宅に出張して確認することも想定している。</p> <p>※ コンセントと電源プラグの隙間に溜まったホコリが湿気を吸収することで漏電し発火する現象。</p> <p>イ 情報発信機能</p> <p>東京電力が貸与するタブレット端末を宅内に設置し、その端末を通じて区が発信する防災情報等（主にAメールの情報）を伝える。暴風時で防災無線が聞き取りづらい状況にあっても、高齢者な</p>

- どに対して防災情報の伝達が可能となる。
- (4) 実証試験について
- ア 実施地域
防災が課題となっている木密地域（柳原地区で実施中、状況に応じて千住西地区でも実施予定）
 - イ 対象世帯数
100世帯（戸建て住宅）
 - ウ 実施スケジュール

年度	実施予定内容
令和3年度	① 地域住民の皆様に対する実証試験の概要説明及び協力依頼 ② 実証試験の実施（第1弾として5世帯程度）
令和4年度 から5年度	③ 実証試験の実施（第2弾として95世帯程度） ④ 装置の回収
令和5年度	⑤ 実証試験結果の評価・報告

- ※ 実証試験期間中、適宜アンケート等による状況確認を行う。
- (5) 足立区の役割
- 実証試験は東京電力が主体的に実施する。足立区は東京電力と連携し、主に以下の役割を担う。
- ア 提供する防災・減災サービス内容の企画補助
 - イ 実証試験への協力依頼に係る町会長等への事前説明及びホームページ等による事前周知
 - ウ 実証試験への参加者募集（適宜地元説明会を開催し、密集地域整備課が100世帯を集める）

問題点
今後の方針

地域に丁寧な説明を行い、協力意向が得られた世帯に対し実証試験が円滑に進むよう東京電力と連携していく。

宅内 IoT を活用した防災・減災サービス実証に関する協定

東京電力ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）、東京都足立区（以下「丙」という。）は、甲が国土交通省（以下「国交省」という。）から令和3年度サステナブル建築物等先導事業として採択を受けた実証試験事業（プロジェクト名：「宅内 IoT を活用した防災・減災サービス」。以下「本実証試験」という。）の実施に際し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「電気火災予兆検知・防災情報提供サービス」（以下「本サービス」という。）の試験提供を行い、当該サービスの有効性を評価・検証するとともに、そのサービス化・実用化に向けた課題抽出を行うために、基本方針及び役割等に関する基本的事項を定め、本実証試験の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 「電気火災予兆検知技術」とは、甲及び乙が保有する高精細な電流情報を活用した、電気火災が起こる予兆を捉えるための技術をいう。

（基本方針）

第3条 甲、乙及び丙は、次の各号に定める内容を本実証試験の基本方針とすることに合意する。

- (1) 次に定める情報を地域住民に提供することにより、防災・減災に資するサービスを指向することを本サービスの基本コンセプトとする。
 - ア 「電気火災予兆検知技術」により検知した電気火災の予兆
 - イ 「電気火災予兆検知技術」に付随する情報配信システムを活用した、丙又はその関連団体が保有する防災情報
- (2) 活動スケジュールの概要は、別紙1のとおりとする。

（役割）

第4条 甲、乙及び丙は、別紙2の役割を各々担うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、本協定の締結目的を実現するため、また、相手方に不測の損害を生じさせないため、自身の役割に関する進捗状況及び本実証試験に係る外部環境の変化等の重要情報については、時宜に応じて速やかに相手方に情報提供するものとする。
- 3 本条に定める各役割に関する実施方法、実施期限等の詳細は、協議の上順次確定し、必要に応じて覚書等の書面を締結する方法により確認するものとする。

（実証試験の遂行）

第5条 甲及び乙は、本サービスの設計並びに開発の各段階において、自己の技術的知識及

び能力を用い、その遂行に最善の努力を尽くすものとする。ただし、本サービスは実証試験として、甲及び乙が開発中の技術・システムを試験的に活用、稼働させるものであり、その性質上、予兆検知の精度、情報配信の速度・確度、その他の動作・挙動に関する性能保証ができないものであることを甲乙丙相互に確認する。

- 2 丙は、モニターの募集に際し、住民への告知・説明その他の募集活動について最善の努力を尽くすものとする。ただし、所定のモニター数の確保を保証するものではないことを甲乙丙相互に確認する。
- 3 甲、乙及び丙は本実証試験の各段階において、それぞれがその遂行にあたり、生じた課題につき共有し、かつその遂行に必要な範囲内で相互に情報を交換するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、本実証試験に関連して相手方に開示、提供、交換等する情報につき、相手方からの説明を要すると考えるものがある場合には、この旨を相手方に通知して、その説明を受けることができる。
- 5 甲及び乙は、定期的に会合を開き、本実証試験の推進状況や取得した成果などを報告し、課題について討議を行うものとする。また、モニターアンケートの結果など、丙は適宜本実証試験の状況などを確認するものとする。

(知的財産)

第6条 甲、乙及び丙は、本実証試験において利活用する「電気火災予兆検知技術」及びこれに付随する情報配信システム(本実証試験の過程で改良されるものも含む)に係る発明、考案及び創作その他技術上又は営業上のノウハウの一切(以下「知的財産」という。)がいずれも甲又は乙に専属するものであることを確認する。

- 2 前項に関わらず、本実証試験の過程で各当事者が独自に創作した著作物の著作権は、創作した当事者に専属的に帰属する。ただし、甲及び乙は、相手方の単独著作物について、本協定書の期間中に限り、第1条に定める目的の範囲に限定してこれを無償にて非独占的に使用できるものとする。

(秘密情報の扱い)

第7条 本協定において秘密情報とは、本実証試験の遂行またはこれに向けての準備、検討を目的として、甲または乙のいずれか一方(以下「開示者」という。)が相手方(以下「受領者」という。)に対して開示する情報をいう。

- 2 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 開示者から受領したとき、受領者がすでに自ら所有していた情報
 - (2) 開示者から受領したとき、すでに公知であった情報
 - (3) 開示者から受領した後、受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に入手した情報
 - (5) 受領者が秘密情報に依存することなく独自に創作または開発した情報
- 3 受領者は、秘密情報が第三者に漏洩しないよう、善良なる管理者としての注意義務をも

- ってこれを取扱うものとする。受領者は、開示者の書面による事前の承諾がある場合を除き、秘密情報を第1項に定める目的以外の目的で使用、複写または複製しないものとする。
- 4 受領者は、秘密情報を、第1項に定める目的のために知る必要がある役員、従業員および弁護士、公認会計士、監査人等のアドバイザーに対して開示できるものとする。また、受領者は、本項に基づき秘密情報の開示を受ける者に、本条に定める義務と少なくとも同等程度の義務を負わせるものとし、その他の第三者に対し開示する場合は、開示者の書面による事前の承諾を得るものとする。
 - 5 開示者は、自らが適切な開示権限を有する秘密情報を受領者に対して開示するものとする。
 - 6 受領者が国内外の法令に基づく行政、司法機関またはこれらの委託機関等（以下、併せて「機関等」という。）からの命令または要請（以下、併せて「命令等」という。）を受領した場合、受領者は次の各号に定める措置を取った上で機関等に対して秘密情報を開示することができるものとする。
 - (1) 開示者に対して命令等があった旨を法令上可能な限り書面で通知すること。
 - (2) 秘密情報のうち適法に開示が要求されている部分についてのみ開示すること。
 - (3) 開示する秘密情報について、秘密としての取扱いが受けられるよう合理的に相当の努力を行うこと。
 - 7 甲または乙は、本実証試験が互いの協力のもとに実施されるものであることを公表すること（モニター募集時に宣伝・告知すること及び本実証試験の終了後に成果として報告することなどを含む。）の他は、自らの開示文書やプレスリリース等において、相手方の名称、サービスマーク、ロゴ、商号、またはブランドを用いた第三者等に対する開示をする場合、その可否、方法および文言について事前に書面による合意を得るものとする。
 - 8 開示者より請求があった場合、または理由の如何を問わず本協定が効力を失った場合には、受領者は直ちに秘密情報の使用を中止し、開示者に秘密情報（複写物および複製物を含む。）を返却するか、開示者の指示に従い破棄するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の規定は、締結日から本実証試験の終了時（甲、乙及び丙が相互に終了を書面で確認した時）まで効力を有するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、各自記名押印の上、その1通を保有する。

以上

令和4年1月25日

甲 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
防災産業推進室長 友永 和之

乙 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
事業開発室長 田村 光

丙 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
足立区長 近藤 弥生

別紙1 活動スケジュール（第3条関係）

	2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)		2023年度 (令和5年度)	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
共通		第1期 モニター募集 ↔ IoT機器設置 ↔ 5件	第2期 モニター募集 ↔ IoT機器設置 ↔ 95件			IoT機器撤去 ↔
【テーマ1】 電流波形分析 技術を活用し た安心・安全な 暮らしの提供		βシステム構築 ↔	実装システム構築 ↔ データ収集・分析 ↔ 精度評価 IoT機器追加設置検討 ●			価値評価 ●
【テーマ2】 確実な避難行 動に資する防 災情報の伝達		βシステム構築 ↔	βシステム利用 ↔ 実装システム構築 ↔ 実装システム利用 ↔ モニターアンケート ●			価値評価 ●

別紙2 役割（第4条関係）

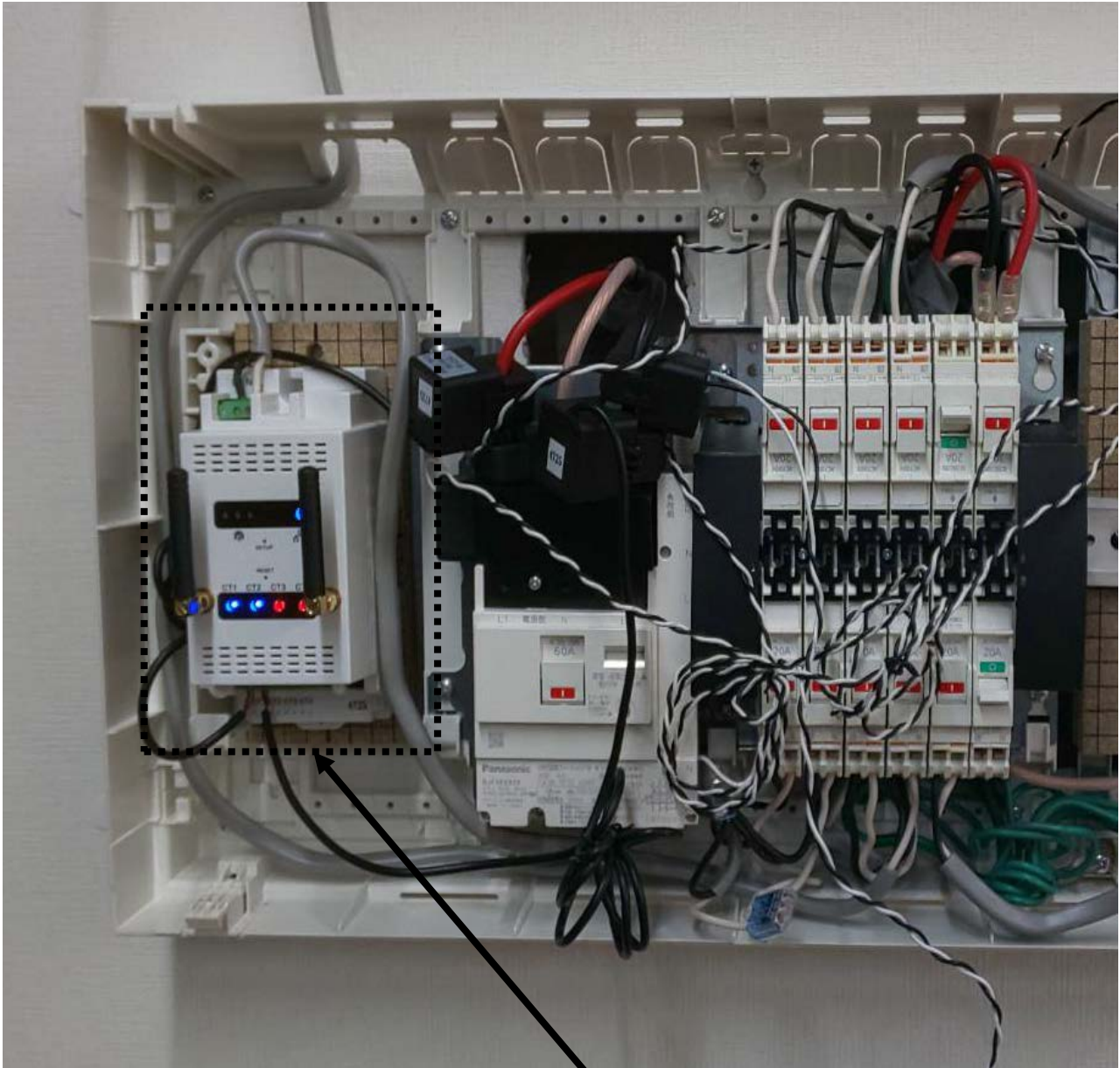
項目		具体的内容	
役割	主たる実施者	甲 乙	丙
サービスの 内容検討	甲乙	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なサービス内容の企画、検討 	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容の企画補助 住民に提供する情報の決定
仕様策定 ／開発	甲乙	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア／サーバ／機器類の仕様決定 ソフトウェア／サーバ／機器類の開発及びこれに伴う外注先との調整 	—
モニターの 募集	丙	<ul style="list-style-type: none"> 技術仕様に関わる住民説明サポート パンフレットの作成 同意書取得時のインフォームドコンセント 	<ul style="list-style-type: none"> 住民への説明並びにモニターの募集
機器類の 設置	甲乙	<ul style="list-style-type: none"> 機器類の設置の日程調整、設置作業 	<ul style="list-style-type: none"> 機器類設置の日程調整補助
保守運用	甲乙	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア／サーバ／機器類のアップデート対応、その他保守運用 機器類の不具合による現地調査／故障対応／撤去 	—
サービス 実証／評価	甲乙	<ul style="list-style-type: none"> 実証データの収集と有効性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果に関する助言

協定締結式の様子



左から友永防災産業推進室長【東電 HD】、田村事業開発室長・平岩上野支社長【東電 PG】、
区長、都市建設部長

スマート分電盤のイメージ写真



追加で設置する装置

建設委員会報告資料

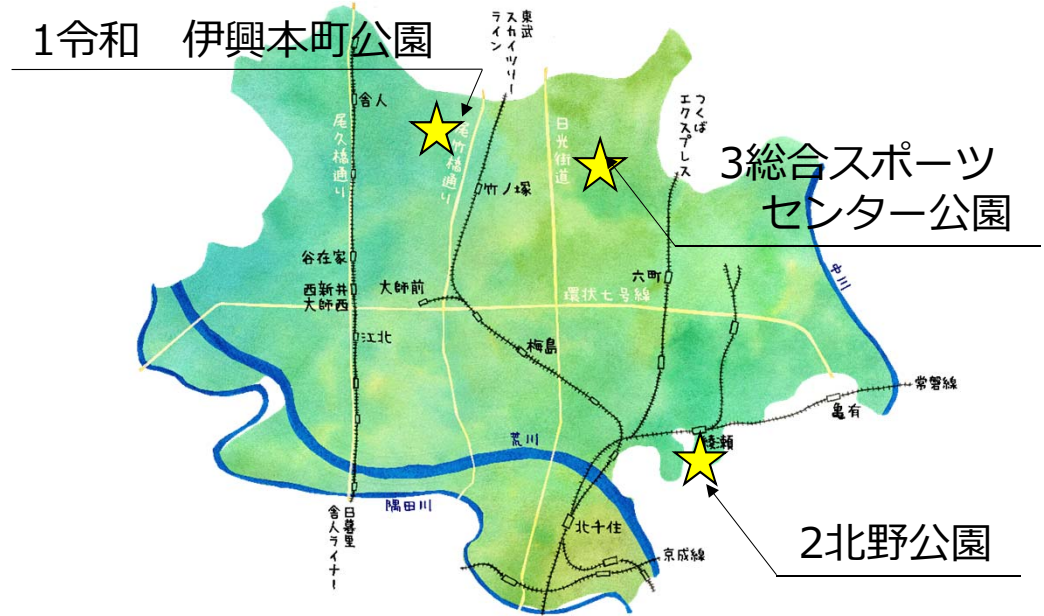
令和4年3月15日

件名	公園活用推進連絡会の開催結果について																																				
所管部課名	みどりと公園推進室パークイノベーション担当課																																				
内容	<p>パークイノベーションの取組みを客観的にチェックし、今後の改善に活かすため「公園活用推進連絡会」を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催概要</p> <p>(1) 日時 令和3年12月17日(金) 午前10時～12時</p> <p>(2) 場所 南館4階作業室</p> <p>(3) 構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">アドバイザー(役職)</th> <th style="width: 10%;">出欠</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>東京農業大学グリーンアカデミー校長</td> <td style="text-align: center;">出席</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>舎人小学校PTA会長</td> <td style="text-align: center;">出席</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区民団体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>子育てパパサークル あだっちパパ 代表</td> <td style="text-align: center;">出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>足立区友愛クラブ連合会 会長*</td> <td style="text-align: center;">欠席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>足立区体育協会 副会長</td> <td style="text-align: center;">出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>足立区肢体不自由児者父母の会 会長</td> <td style="text-align: center;">出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会特別部会員</td> <td style="text-align: center;">出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>小規模保育事業者(NPO法人ワーク・ライフ・バランス ラボ理事長)</td> <td style="text-align: center;">出席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>危機管理部 副参事 犯罪抑止担当課長</td> <td style="text-align: center;">出席</td> <td style="text-align: center;">行政</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※ 当日欠席のため事前にご意見を伺った。</p> <p>2 説明内容(別紙1参照 P27～30)</p> <p>(1) パークイノベーションによる公園整備・改修工事実施状況 (令和2年度下半期～令和3年度上半期)</p> <p>(2) 公園整備・改修工事の進捗状況</p> <p>(3) 公園整備・改修工事における取組み事例</p> <p>(4) 利用向上の取り組み(令和2年度～令和3年度)</p> <p>3 アドバイザーの意見と今後の方針(別紙2参照 P31～32)</p>				アドバイザー(役職)	出欠	備考	1	東京農業大学グリーンアカデミー校長	出席	学識経験者	2	舎人小学校PTA会長	出席	区民団体	3	子育てパパサークル あだっちパパ 代表	出席	4	足立区友愛クラブ連合会 会長*	欠席	5	足立区体育協会 副会長	出席	6	足立区肢体不自由児者父母の会 会長	出席	7	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会特別部会員	出席	8	小規模保育事業者(NPO法人ワーク・ライフ・バランス ラボ理事長)	出席	9	危機管理部 副参事 犯罪抑止担当課長	出席	行政
	アドバイザー(役職)	出欠	備考																																		
1	東京農業大学グリーンアカデミー校長	出席	学識経験者																																		
2	舎人小学校PTA会長	出席	区民団体																																		
3	子育てパパサークル あだっちパパ 代表	出席																																			
4	足立区友愛クラブ連合会 会長*	欠席																																			
5	足立区体育協会 副会長	出席																																			
6	足立区肢体不自由児者父母の会 会長	出席																																			
7	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会特別部会員	出席																																			
8	小規模保育事業者(NPO法人ワーク・ライフ・バランス ラボ理事長)	出席																																			
9	危機管理部 副参事 犯罪抑止担当課長	出席	行政																																		
問題点 今後の方針	<p>本連絡会でいただいたご意見を、今後のパークイノベーションの公園改修や維持管理に活かし、だれもが利用しやすい公園にしていく。</p>																																				

パークイノベーションによる

1 公園整備・改修 工事の実施状況

(令和2年度下半期～令和3年度上半期完成)



公園名・住所	公園整備の特色	利用状況
新設 1 令和 伊興本町公園 (伊興本町2-13-4)	にぎわい 地域の活動ができる広場と 幼児・高齢者向けの公園	57人/日 新設公園のため整備前人数なし
改修 2 北野公園 (綾瀬2-15-4)	やすらぎ 地域のお祭りができる広場と 幼児用遊具のある公園	33人 (うちトイレのみ 6人) /日 ↑ 整備前と比べ26人増 整備前7人(うちトイレのみ3人)
新設 3 総合スポーツセンター公園 スペシャルクライフコート (東保木間2-27-2)	にぎわい (1) バリアフリー化されたコート (2) バリアフリースイートイレ新設	R3.4~9月 (5月は休止のため除外) 利用者延べ人数1540人 うち障がい者166人 (約10.7%)

2 公園整備・改修工事の進捗状況

- ・平成26年（2014年）から開始して、令和3年度（2021年）で8年目。
- ・パークイノベーションの工事完了の進捗率10.6%。

進捗率

進捗率
対象公園の
10.6%

← パークイノベーション完了 **52**園



対象公園数 **490**園
(公園344園 + 児童遊園147園)


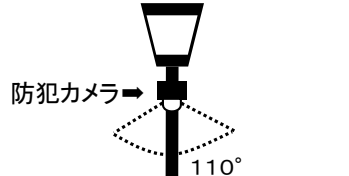

※公園数から荒川河川敷は除外 ※令和3年度現在

- ・パークイノベーションでは、約500か所の公園を対象に50年サイクルでの改修を目標としている。
- ・年間10か所の公園改修を目標としているが、工事内容等に応じて実際の工事箇所数は変動する。

3 公園整備・改修工事における取組み事例

公園活用推進連絡会でいただいたご意見も積極的に取り入れて整備しています。

実現 左の印はご意見を実現したものの

対象	方針を定め、今後実施する取組み	実施した取組み
全ての利用者	 <p>①公園名を 分かりやすく表示 (車止めやトイレ 外壁への表示)</p> <p>②健康遊具の使い方の現地表示</p>	<p>実現 ④防犯カメラで犯罪抑止</p> <p>実現 ⑤駐輪場整備</p> <p>実現 ⑥手洗い・水飲み場の整備</p> <div data-bbox="1742 406 2116 686"> <p>ネットワークカメラ化 区役所で画像を確認できる</p>  <p>防犯カメラ 110°</p> </div>
障がいのある方	<p>③ 障がいの有無によらずに使える 「インクルーシブ遊具」配置策定</p>	<p>実現 ⑦出入口のバリアフリー化</p> <p>実現 ⑧バリアフリースイールの整備</p> <p>実現 ⑨介助者とともに使えるテーブル</p> <p>⑩身障者用駐車場の整備 (花の見どころに)</p> <div data-bbox="1825 1077 2116 1276">  <p>ベルモント公園</p> </div>

整備事例

⑤駐輪場



⑥手洗い・水飲み場



⑦出入口バリアフリー



⑧バリアフリースイール



⑨介助しやすいテーブル



⑩身障者用駐車場



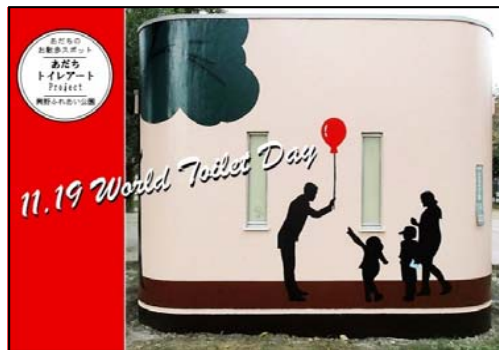
4 利用向上への取組み（令和2～3年度）

仕組み1 環境整備

水神橋公園のタコさん
すべり台を塗装



トイレのデザイン塗装の実施



仕組み2

多様な主体による活用

介護予防事業と連携した
健康遊具のPR



スポーツ振興課主催の
パークで筋トレ会場の拡大

R3年度現在34か所！
昨年度より2か所増加



R2年度実績(年間)

参加人数 13,300人

実施回数 560回

※4～6月中旬まで休止

仕組み3 情報発信

アンケートによる
入谷地域の公園名変更



公園紹介マップの作成



連携

記念日（例：鉄道の日）や季節感を
切り口に見所をSNSとHPで発信



令和3年度公園活用推進連絡会 アドバイザーの意見と今後の方針

番号	ご意見	現状と今後の方針
1	<ul style="list-style-type: none"> 施設の無い広場だけの公園の方が、高齢者には多目的に使いやすい。 ※当日欠席のため12月8日に事前ヒアリングを実施 (足立区友愛クラブ連合会 会長) 	<p>(現状) 「花保さくら公園」「令和 伊興本町公園」などは施設をあまり置かず広場中心の公園として整備した。</p> <p>(方針) 地域との協議や近接する公園同士の役割分担の状況に応じて、広場中心の公園など様々なタイプの公園を整備していく。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> スケートボードの競技人口が増えつつある。公園にスケートボードができる場所を作っておけば、将来周りに迷惑をかけることも減るのではないか。 (子育てパパサークル あだっちパパ 代表) 低学年の子は、子どもたちだけで遠くの公園(宮城ファミリー公園等)に行けないため、ある程度の範囲に施設があると良い。 (足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会特別部会員) 	<p>(現状) スケートボードができる公園は、総合スポーツセンター公園、宮城ファミリー公園の2か所である。</p> <p>(方針) スケートパークの設置については、怪我への対策、近隣への影響、将来の需要など、様々な課題が考えられるため、先進事例(都立駒澤公園等)を参考に設置の可能性を調査研究していく。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 足立区営のフットサルコートはあるか。 (舎人小学校PTA会長) 	<p>(現状) 区営のフットサルコートはない。</p> <p>(方針) 上沼田東公園の野球場の外野(令和5年度完成予定)や高野小跡地(令和7年度完成予定)でフットサルができるよう、施設整備を行っていく。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> 数台で良いので駐車場があると、高齢者は公園を利用しやすい。 (足立区友愛クラブ連合会 会長) 	<p>(現状) ベルモント公園や大谷田公園(令和4年度～令和5年度工事予定)には、障がいのある方や介護を必要とする方が利用しやすいように駐車場を整備した。</p> <p>(方針) 障がいのある方、介護の必要な方の利用が多数見込まれる公園には、改修時に駐車場の設置を検討する。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 公園入口の車止め柵の間隔が狭く、車イスでは通れない。障がい者が公園に行きやすくするため、もう少し広げてほしい。 (足立区肢体不自由児者父母の会 会長) 	<p>(現状) 公園の出入口を改修する際には、都の基準に基づき車止めの間隔を1.2mにしている。</p> <p>(方針) パークイノベーションによる公園改修時には、引き続き都条例等に基づき出入口を改修していく(現在、国と都が基準を改訂しているため、その内容も注視していく)。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> トイレはきれいだが、中にあるベッドが小さく、大人では使えない。 (足立区肢体不自由児者父母の会 会長) 	<p>(現状) ベッドはイタズラなどによる破損が多く、建物内のトイレや利用者の多い公衆トイレや公園トイレに、幼児用ベッドを設置している。</p> <p>(方針) 国や都がバリアフリートイレに係る基準の見直しを進めているので、大型ベッドに係る改訂結果を参考に、区の対応を検討していく。</p> <p>※ 大型ベッドは、従来と同様に「望ましい整備内容」に位置付けられる見込みである。大型ベッドを設置するには、公園トイレそのものを大きくすることやイタズラによる破損防止などの課題がある。まずは、建物内のトイレに設置するなどの方針を検討していく予定である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 立たせて使用する時も、手すりが遠い、短いなど使いにくい。 (足立区肢体不自由児者父母の会 会長) 	<p>(現状) 手すりの設置位置や寸法は、「〇〇～〇〇cm程度」など幅を持たせた基準となっており、トイレの建替えや改修の際には、これに基づき手すりを設置している。</p> <p>(方針) 現地調査とともに足立区肢体不自由児者父母の会にヒアリングを行い、詳細を確認していく。</p>

番号	ご意見	現状と今後の方針
7	<ul style="list-style-type: none"> 毛長公園（親水拠点）はいつ完成するのか。 （足立区体育協会 副会長） 	<p>（現状） 毛長公園（親水拠点）の完成予定は令和4年3月末である。車道を廃止して、歩道整備するため歩きやすくなる。また樹木は可能なかぎり移植して活かしている。</p> <p>（方針） 令和4年3月末の工事完了を予定している。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> 公園には、昼の顔と夜の顔があり、犯罪が起きる可能性もある。 検挙に結びつけるには、防犯カメラの設置が不可欠であり、防犯カメラを設置していることを周知することで、更に効果が上がる。 （危機管理部犯罪抑止担当課長） 	<p>（現状） パークイノベーションによる公園改修時には、防犯カメラの設置を進めている。</p> <p>（方針） 令和4年度以降、毎年60基の防犯カメラを設置し、概ね5年で公園への設置完了を目指す。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> 小学校低学年は学校の掲示で情報を得るので、公園のPRも工夫したほうが良い。 （足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会特別部会員） 	<p>（現状） 公園改修時に意見を聞いた小学校へ、改修後のチラシを学校に掲示するなどのPRを行っている。</p> <p>（方針） 公園をPRするリーフレット等を作成した際には、小学校への掲示を依頼していく。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> 作成された「65歳以上のあなたにおすすめ！3つ運動」のパンフレットは分かりやすく、良くまとめられている。 （足立区体育協会 副会長） 	<p>（現状） 「65歳以上のあなたにおすすめ！3つ運動」のパンフレットは、地域包括支援センターが高齢者を訪問する際に手渡しするなど、効果的なPRを行った。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> 公園名、遊具の設置などについて、Webアンケートも良いが、地域の小規模保育所に直接聞くのも良いと思う。 （NPO法人ワーク・ライフ・バランス ラボ理事長） 	<p>（現状） 公園を改修する際には、地域の保育所の配置を確認するとともに、利用状況を調査し、その公園に必要な機能を決めている。また、設置する遊具等の選定は、アンケート等により、出来るだけ多くの方の意見を伺っている。梅島二丁目で公園トイレを廃止した際には、公園を利用している保育園に直接意見を伺った。</p> <p>（方針） 幼児向けの公園を整備・改修する際には、小規模保育所事業者団体を通して、利用状況、要望などをヒアリングしていく。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> 40年前（区政50周年で）植えた里帰りザクラが大木になっている。公園改修時には皆さんに知ってもらいたいのも大事ではないか。 （東京農業大学グリーンアカデミー校長） 	<p>（現状） 公園を改修する際には、桜など既存樹を極力残すよう配慮している。</p> <p>（方針） 平成28年度から30年度に里帰り桜の現況調査を実施している。調査結果を参考にして、里帰り桜の由来板を再設置するなど、公園の改修設計に反映させていく。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 午前中、幼児と高齢者の利用が重なることが多いので、すみわけすることができれば、より良いと思う。 （子育てパパサークル あだっちパパ 代表） 	<p>（現状） 平日の昼間は、グランドゴルフやゲートボールで利用されている実態がある。利用は許可制ではないので、ゆずりあって利用頂けるようお願いしている。</p> <p>（方針） すみわけがうまくできていない公園では、利用の実態に合わせて、区が個別に調整しており、今後も引き続き個別の対応を行っていく。</p>

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	桑袋ビオトープ公園ほか1か所運營業務委託の事業者選定結果について								
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課								
内 容	<p>桑袋ビオトープ公園ほか1か所運營業務委託について、プロポーザル方式により事業者を決定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>※ ほかに1か所 荒川ビジターセンター</p> <p>1 委託事業者 株式会社自然教育研究センター足立支店 (足立区六月二丁目10番16号)</p> <p>2 委託期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※ 事業者の評価が良好の場合、1年を単位として4回を限度に更新が可能</p> <p>3 主な委託内容 (1) 桑袋ビオトープ公園および荒川に関する情報収集と提供 (2) 体験型啓発事業の企画と実施 (3) 桑袋ビオトープ公園内の環境管理 (4) あだち自然体験デーの企画と実施</p> <p>4 契約予定金額 60,563,000円</p> <p>5 提案書提出者 1者</p> <p>6 選定結果 総合計1,050点中 <u>874点</u> 得点率83%(別紙参照 P34)</p> <p>7 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年2月</td> <td>特定事業者との仕様内容の協議</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>契約請求、随意契約締結・内容公表</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>契約締結、業務開始</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和4年2月	特定事業者との仕様内容の協議	3月	契約請求、随意契約締結・内容公表	4月	契約締結、業務開始
年 月	内 容								
令和4年2月	特定事業者との仕様内容の協議								
3月	契約請求、随意契約締結・内容公表								
4月	契約締結、業務開始								
問題点 今後の方針	業務委託内容の詳細について、提案書及び委員会での意見を踏まえ、特定候補者と調整を図っていく。								

桑袋ビオトープ公園ほか1か所運營業務委託 採点表

別紙

※項目について記載がない場合は、加点しない。

	評価項目	評価指標等	評価の視点	配分点	①委員	②委員	③委員	④委員	⑤委員	合計
					得点	得点	得点	得点	得点	
実施方針・実施体制	1 業務方針	業務内容の理解度、方針の的確性、自然啓発的視点	・当施設の特性や業務の理解度は十分か。方針は明確か。 ・自然啓発的視点はるか。	75	12	15	14	13	13	67
	2 業務執行技術力	配置予定の解説員の資格、実績、技術、能力	解説員の資格や実績、技術・能力から、適性があるか。	75	12	14	14	13	13	66
	3 業務遂行力	実施体制、配置計画の適切性	実施体制、人員配置は適切か。	75	12	13	13	12	11	61
解説業務等	4 日常業務・窓口対応	具体性、適切性、独創性	日常の解説活動、体験プログラム内容、生き物管理	100	17	17	18	16	16	84
	5 展示物	企画力、独自性、集客力、更新度合	展示物の企画・工程、運営、蔵書の整理・保管、集客力、生物管理	50	9	9	8	8	8	42
	6 体験型啓発事業	回数、独創性、企画力、具体性、効果	プログラムの企画・内容	100	17	18	18	16	15	84
広報	7 情報発信	発信体制、情報内容、更新頻度	情報発信の種類、方法、内容、頻度	100	17	17	16	16	14	80
桑袋ビオトープ公園	8 園内巡回点検	実現性、具体性、妥当性	巡回点検の留意すべき事項、回数、方法	50	9	8	9	9	8	43
	9 樹木等植生管理・生物管理	妥当性、具体性、実現性	管理上の留意すべき事項、方法、回数	50	9	9	9	9	8	44
	10 ボランティアの育成・支援	実現性、具体性、独創性、妥当性	育成の目的、募集方法、講座・支援内容、育成後の活用方法、実績	50	9	8	8	9	8	42
荒川ビジターセンター	11 あだち自然体験デー	規模、内容、具体性、実現性	・企画の規模・内容は十分か。具体性・実現性はるか。	75	13	14	13	12	13	65
	12 荒川に関する区民活動の支援等	実現性、具体性、独創性、妥当性	荒川下流域で活動する区民団体との連携案、支援内容	75	12	13	13	10	13	61
危機管理	13 安全管理・危機管理体制	対策・対応策の具体性、有効性	・事故・災害等の防止対策 ・発生時の対応 ・個人情報保護対策	50	9	9	8	10	8	44
説明	14 プレゼンテーション	説得力、論理力、質問把握、回答の的確性、コミュニケーション能力、資料作成力	・説明が論理的で説得力があるか。 ・的確な対応や冷静な議論ができるか。 ・コミュニケーション能力があるか。	75	13	14	13	13	13	66
合計				1000	170	178	174	166	161	849
加点	区内に本店があり対象業務区域が区内の場合			50	0	0	0	0	0	0
	区内に支店があり対象業務区域が区内の場合			25	5	5	5	5	5	25
総合計				1050	175	183	179	171	166	874
					83%	87%	85%	81%	79%	83%

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	北鹿浜公園ほか2か所包括的民間業務委託の事業者選定結果について								
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課								
内容	<p>北鹿浜公園ほか2か所包括的民間業務委託について、プロポーザル方式により事業者を決定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>※ ほかに2か所 大谷田南公園、ベルモント公園</p> <p>1 委託事業者 一般財団法人公園財団 (文京区関口一丁目47番12号)</p> <p>2 委託期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※ 事業者の評価が良好の場合、1年を単位として4回を限度に更新が可能</p> <p>3 主な委託内容 (1) 施設の管理業務 (2) 施設の利用・貸出等の総合受付業務 (3) 施設を活用したイベントなどの企画立案、支援・調整等</p> <p>4 契約予定金額 99,660,000円</p> <p>5 提案書提出者 1者</p> <p>6 選定結果 総合計504点中 <u>358点</u> 得点率71% (別紙参照 P36)</p> <p>7 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年月</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年2月</td> <td>特定事業者との仕様内容の協議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td>契約請求、随意契約締結・内容公表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月</td> <td>契約締結、業務開始</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	令和4年2月	特定事業者との仕様内容の協議	3月	契約請求、随意契約締結・内容公表	4月	契約締結、業務開始
年月	内容								
令和4年2月	特定事業者との仕様内容の協議								
3月	契約請求、随意契約締結・内容公表								
4月	契約締結、業務開始								
問題点 今後の方針	業務委託内容の詳細について、提案書及び委員会での意見を踏まえ、特定候補者と調整を図っていく。								

北鹿浜公園ほか2か所包括的民間業務委託 採点表

別紙

※項目について記載がない場合は、加点しない。

評価項目	評価指標等	評価の視点	配分点	①委員	②委員	③委員	④委員	合計
				得点	得点	得点	得点	
1	取組方針と体制 業務目的等を踏まえた、特色ある公園の管理運営に関する取組姿勢	・業務目的等を十分理解しているか。 ・業務目的等を踏まえ、特色ある公園の管理運営に関する取り組みが行われるか。	40	6	8	8	6	28
2	配置予定の管理責任者の資格及び業務実績等 配置する管理責任者の資格、実績等	配置を予定している管理責任者の資格や実績等があるか。	60	15	15	12	15	57
3	人材育成 スタッフの人材育成方針・計画・実績	・人材育成方針や計画は適切か。 ・人材育成の実績はあるか。 ・人材育成によって事業者の方針が実現されるか。	40	8	8	8	8	32
4	危機管理方針 想定する事態とその対応、予防措置や事後処理	・天災や事故や怪我など様々な非常事態を想定した、適切な対応方針があるか。 ・日常的な苦情や要望を想定しているか、再発防止の取り組みがあるか。 ・感染症対策が具体的か。	40	6	8	8	8	30
5	各公園での魅力向上への取り組み 各公園の魅力の捕捉及び魅力の向上	各公園の魅力を適切に捉え、魅力を発揮させる具体的な提案があるか。	60	12	12	12	9	45
6	利用者目線の配慮 公園利用者の想定、利用者目線での対応の想定	・公園利用者を具体的に想定できているか。 ・利用者目線での対応とは、どのようなものか。	40	8	8	8	6	30
7	公園の情報発信 使用媒体の的確さ、更新頻度	情報発信の体制、情報の内容や更新頻度は適切か。	20	5	3	3	3	14
8	ソフト事業 ソフト事業の提案内容	業務内容(案)に基づく2回のソフト事業の提案内容はどのようなものか。	60	12	12	9	9	42
9	自主事業 自主事業の提案内容	自主事業の提案はどのようなものか。	60	12	9	9	9	39
10	プレゼンテーション プレゼンテーション・ヒアリング	説明が論理的で説得力があるか。	20	3	3	3	3	12
		協調性・コミュニケーション能力があるか。	20	3	4	4	3	14
		資料が分かりやすいか。	20	4	3	4	4	15
合計			480	94	93	88	83	358
加点	区内に本店があり、対象業務区域が区内の場合		24	0	0	0	0	0
	区内に支店があり、対象業務区域が区内の場合		12	0	0	0	0	0
総合計			504	94	93	88	83	358
				75%	74%	70%	66%	71%

建設委員会報告資料

令和4年3月15日

件名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について																								
所管部課名	建築室建築安全課 環境部生活環境保全課																								
内容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 過去の法令違反に対する罰則規定について</p> <p>平成14年に建設された当該工場の法令違反行為に対する、関係法令等の罰則の適用は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">関係法令等</th> <th style="width: 45%;">法令違反・違反に対する措置 根拠条文 ※1</th> <th style="width: 30%;">罰則・根拠 条文等 ※1</th> <th style="width: 15%;">時効 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">都市計画法</td> <td>第58条の2(建築等の届出等) 工事着手30日前までに届け出が必要</td> <td>第93条 20万円以下の罰金</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">土地 地区 画 整理 法</td> <td>第76条(建築行為等の制限) 建築物、工作物の新築は許可が必要</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第76条第4項 都知事は違反を認める場合、必要な限度において移転若しくは除却を命令できる</td> <td>第140条 命令に違反した者は6月以下の懲役又は20万円以下の罰金</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">建築 基準 法</td> <td>第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認) 建築する場合、確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければならない</td> <td>第99条第1項 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td>第48条(用途地域等) 第一種中高層住居専用地域内においては、生コン工場を建築してはならない</td> <td>第101条第1項第5号 建築主又は築造主は100万円以下の罰金</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> </tbody> </table>			関係法令等	法令違反・違反に対する措置 根拠条文 ※1	罰則・根拠 条文等 ※1	時効 ※2	都市計画法	第58条の2(建築等の届出等) 工事着手30日前までに届け出が必要	第93条 20万円以下の罰金	3年	土地 地区 画 整理 法	第76条(建築行為等の制限) 建築物、工作物の新築は許可が必要	—	—	第76条第4項 都知事は違反を認める場合、必要な限度において移転若しくは除却を命令できる	第140条 命令に違反した者は6月以下の懲役又は20万円以下の罰金	3年	建築 基準 法	第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認) 建築する場合、確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければならない	第99条第1項 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する	3年	第48条(用途地域等) 第一種中高層住居専用地域内においては、生コン工場を建築してはならない	第101条第1項第5号 建築主又は築造主は100万円以下の罰金	3年
関係法令等	法令違反・違反に対する措置 根拠条文 ※1	罰則・根拠 条文等 ※1	時効 ※2																						
都市計画法	第58条の2(建築等の届出等) 工事着手30日前までに届け出が必要	第93条 20万円以下の罰金	3年																						
土地 地区 画 整理 法	第76条(建築行為等の制限) 建築物、工作物の新築は許可が必要	—	—																						
	第76条第4項 都知事は違反を認める場合、必要な限度において移転若しくは除却を命令できる	第140条 命令に違反した者は6月以下の懲役又は20万円以下の罰金	3年																						
建築 基準 法	第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認) 建築する場合、確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければならない	第99条第1項 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する	3年																						
	第48条(用途地域等) 第一種中高層住居専用地域内においては、生コン工場を建築してはならない	第101条第1項第5号 建築主又は築造主は100万円以下の罰金	3年																						

関係法令等	法令違反・違反に対する措置 根拠条文 ※1	罰則・根拠 条文等 ※1	時効 ※2
建築基準法	第9条（違反建築物に対する措置） 建築主、工事の請負人、現場管理者、所有者、管理者、占有者に対して、除却、移転、改築、使用禁止、使用制限等、違反是正に必要な措置を命令できる	第98条 命令に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	3年
東京都建築安全条例	第10条の2（前面道路の幅員） 生コン工場は幅員12m以上の道路に接し、かつ当該道路に面して自動車の出入口を設けなければならない	第83条第1項、第3項、第4項 建築主、工作物の築造主、設計者、工事施工者、これらの法人は20万円以下の罰金	3年
建築物等の紛争 予防条例 ※3	第5条（標識の設置等） 中高層建築物等を建築しようとするときは、標識を設置しなければならない 2 標識を設置したときは、区長に届け出なければならない	—	—
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）	第68条（規制基準の遵守等） 規制基準を超える騒音、振動等を発生させてはならない	—	—
	第100条（改善勧告） 騒音、振動が規制基準を超え、かつ、生活環境に支障を及ぼしているときは、改善するよう勧告できる 第102条（改善命令等） 騒音、振動等について勧告に従わないとき、改善を命令できる 2 違反を直ちに改善できないときは、作業の一時停止を命令できる	第158条 命令に違反したものは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	3年

関係法令等	法令違反・違反に対する措置 根拠条文 ※1	罰則・根拠 条文等 ※1	時効 ※2
環境確保 条例	第81条(工場の設置の認可) 工場を設置しようとする者は、 あらかじめ、知事の認可を受 けなければならない ※4	第159条 50万円以下の罰金	3年

※1 上記根拠条文等は概要を記載。

※2 刑事訴訟法第250条

※3 足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例

※4 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、
区長の許可

2 罰則の対象者について

	条文上の対象者	本件対象者
都市計画法	届出をしない者	工場
土地区画整理法	都知事の命令に従わない者	工場
建築基準法	第6条の規定に違反した者	工場
	第48条に違反した建築主 又は築造主	工場
東京都 建築安全条例	違反した建築物又は工作物の ・ 建築主もしくは築造主 ・ 設計者 ・ 工事施工者 ・ これらの法人	・ 工場 ・ プラント設計業者 ・ プラント施工業者
東京都 環境確保条例	認可を受けないで、工場を設 置した者	工場

3 罰則の適用に関する区の方針について

違反行為に対する罰則の適用は公訴時効の期間が過ぎているため、告発は考えていない。

なお、土地区画整理法の第76条第4項に基づく命令については、平成29年度に換地処分が完了しており、現時点において行うことはできない。

また、建築基準法第9条第1項に基づく命令について、現時点では総合的な観点から除却等の命令を行うことは困難であると判断している。

環境確保条例第100条の改善勧告について、対象者は騒音、振動の低減に努め、区の指導に従っているため、現時点で勧告が必要な状況とは考えていない。

引き続き、将来の工場移転を指導しながら、工場稼働時の環境、安全対策を重視した指導を継続していく。

	<p>4 工場西側道路の通行許可について 西側道路（6 m）の歩行者専用道路の指定時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前7時30分～午前8時30分、午後1時～午後3時 ・ 通行許可 令和5年10月まで <p>5 現地調査について 3月1日、午前7時30分から午前9時に現地調査を行った結果、下記のとおり状況となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前8時前の砂、セメント等搬入車両の出入り 延べ6台 そのうち砂利の搬入車両の出入り なし ・ 通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）における西側区道の生コン車の通行 延べ10台 ・ 交通誘導員の配置 北側2名 西側2名 <p>6 砂・砂利等の搬入時間帯について 砂の搬入について、午前8時以降とするよう工場へ申し入れを行ったところ、以下の理由により対応が困難との回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年に近隣からの苦情に対し、区の指導の下、砂・砂利投入ホッパーに防音材を施し、砂利の受け入れ時間を午前8時以降とするなどの対応を行っている ・ 砂は騒音が基準値以下である ・ 業務上の影響が大きい <p>7 現在までの対応経過について 別紙参照 P41～46</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>引き続き関係所管と連携して、当該工場に対して必要な指導を継続する。</p>

花畑二丁目 生コン工場に対する現在までの対応経過について

年 月	主な対応事項
令和4年 3月1日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
1月20日	工場側が砂及び砂利のホッパーへの投入時の騒音を測定し、結果報告を受ける。
1月12日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
令和3年 12月23日	陳情者「花畑を住みよくする会」と面談
12月21日	工場に対し違反建築物に対する指導文を通知
11月24日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認 工場長と面談し、環境対策、交通安全対策の徹底を口頭指導 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」（令和2年7月～令和3年6月）を受理 工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
11月9日	工場を訪問し、社長、工場長に対し「指導文」を手交 面談にて移転の検討及び環境対策、交通安全対策の徹底を要請 今後の見通し等についてヒアリング
10月28日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
9月28日	区が工場を訪問し、工場長と面談 セメントサイロ譲渡契約などのヒアリング

年 月	主な対応事項
9月16日	<p>工場周辺の騒音・振動測定（14時～17時25分） 北側道路（騒音：72 dB、振動：50 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB） 西側道路（騒音：66 dB、振動：47 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB）</p> <p>工場の稼働終了後の騒音・振動測定（17時40分～18時） 北側道路（騒音：70 dB、振動：39 dB） 西側道路（騒音：61 dB、振動：38 dB）</p>
9月8日	<p>工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 前回、令和2年6月報告書提出後の経過報告について 工場長から直接、決算報告書の説明を受ける</p>
9月7日	<p>工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理</p>
9月6日	<p>工場周辺の騒音・振動測定 （9時14分～10時14分、途中降雨により測定取りやめ） 北側道路（騒音：70 dB、振動：50 dB） 西側道路（騒音：65 dB、振動：47 dB） 南側道路（騒音：56 dB、振動：44 dB）</p>
6月30日	<p>西側民家から振動に関する苦情あり 振動測定を実施 西側民家前の振動：41 デシベル（9時23分～58分）</p>
6月8日	<p>工場長が来庁し面談 セメントタンクの所有者変更の報告、その他操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング</p>
6月1日	<p>セメントサイロがセメント販売業者から工場に無償譲渡</p>
5月13日	<p>工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理</p>
4月14日	<p>工場社長、工場長と面談 操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング</p>
2月10日	<p>工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理</p>
2月9日	<p>（受理番号5） 「花畑二丁目住宅地区にある生コン工場の早期移転を求める陳情」受理</p>

年 月	主な対応事項
令和2年 12月	工場社長、工場長と面談 財務状況の確認、移転計画、今後の対応等についてヒアリング (令和2年12月～令和3年2月 計3回実施)
11月30日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」(令和元年7月～令和2年6月)の報告を受ける
8月4日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月	工場長と面談実施(令和2年8月～11月 計3回実施)
7月	工場に対し「指導文」を発出
6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 前回、令和元年6月報告書提出後の経過報告について
5月18日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
2月7日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
令和元年 11月13日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
7月	工場に対し「指導文」を発出 工場長と面談実施(令和元年7月～令和2年5月まで 計5回実施)
6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場移転計画 ・ 騒音、振動等の近隣対策 ・ 工事関係車両の交通安全対策
5月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
平成31年 3月25日	砂利投入口の金網にゴム(緩衝材)を取付けた後の騒音測定 砂利投入時の騒音(平均:65dB、最大値68dB)
3月14日	砂利投入口の金網にゴム(緩衝材)を取付ける前の騒音測定 砂利投入時の騒音(平均:70dB、最大値73dB)
2月1日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理

年 月	主な対応事項
1月17日	セメントサイロ所有者から維持管理状況について説明を受ける
平成30年 12月7日	工場砂利投入時騒音測定 砂利投入時（西側境界：66 dB、北側境界：70 dB） 砂利投入作業なし（西側境界：59 dB、北側境界：55 dB）
11月6日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
10月12日	「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」産業環境委員会採択
10月4日	平成29年度と同様の交通量簡易調査を実施 特に状況に変化なし
8月31日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月	あいぐみ緑地公園から南側緑道出入口への導線を最短化し、通学児童や公園、緑道利用者の安全性及び利便性を向上させることを目的に、あいぐみ緑地公園の出入口位置を変更する改修工事を実施
7月2日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
4月27日	工場から「事故再発防止措置完了届」を受理
4月24日	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の手続き違反等の経緯 ・ サイロ破裂事故の原因と責任の所在に関する見解 ・ 事故再発防止計画 など
3月23日	工場側と面談 工場拡張の経緯、サイロ事故、移転等についてヒアリング
3月19日	事故サイロの撤去完了
2月16日	サイロ所有者から「事故再発防止に係る報告書について」を受理
2月15日	工場から「事故再発防止措置計画書」を受理
1月31日	サイロ所有者から「事故についての報告書」を受理
1月26日	工場から「事故届」を受理
1月18、19、 22、23日	サイロ事故関係者からヒアリング 事故の内容、原因、今後の対応について

年 月	主な対応事項
1月17日	セメントサイロの破裂事故発生
平成29年 11月9日	陳情者と現場立会いを実施 工場の騒音、交通量等を確認
9月29日	交通量簡易調査の実施 工場関係車両か否かを問わず、工場周辺の3地点における①生コン車②セメント車③ダンプ車（砂、砂利）の通過台数に関する9時間カウント調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3地点合計 約500台の該当車両が通行 ・ そのうち工場北側区道では、164台の該当車両が通行
9月27日	「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」建設委員会採択
9月12日	工場周辺の騒音、振動測定（10時ごろ） 【基準値 騒音：50 dB、振動：65 dB】 北側道路（騒音：70 dB、振動：55 dB） 西側道路（騒音：65 dB、振動：45 dB） 南側道路（騒音：65 dB、振動：45 dB）、悪臭なし
9月11日	工場社長と面談 車両ルートの把握及び工場の規模や変遷等について確認
9月7日	（受理番号18） 「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」受理 （受理番号22） 「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」受理
9月1日	工場の夜間調査（19時ごろ）、工場稼働なし
8月7日	工場北側の区道の自動車騒音、道路振動調査（9時～10時ごろ） 騒音（62 dB）、振動（43 dB） 工場の騒音・振動測定（いずれも基準値以下） 悪臭なし（10時40分ごろ）
6月2日	工場の夜間調査（20時ごろ）、工場稼働なし
4月25～26日	工場北側の区道の自動車騒音、道路振動調査 騒音（昼：61 dB、夜：52 dB）、振動（昼：41 dB、夜：27 dB）

年 月	主な対応事項
3 月	花畑第一小学校付近の通学路における大型車駐車に対する安全対策の要望を受け、路上駐車車両の現地調査を実施 しかしながら当該工場の関連車両とは特定できず 工場責任者から以下 2 点の励行を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手に対する法定速度遵守等の安全教育 ・ 社員による交通誘導
平成 28 年 4 月	東京都が工場北側区道の騒音・振動を低減するため、道路舗装工事を実施
平成 27 年 4 月	工場周辺の生コン車等の走行状況を実査 安全運転の励行を確認